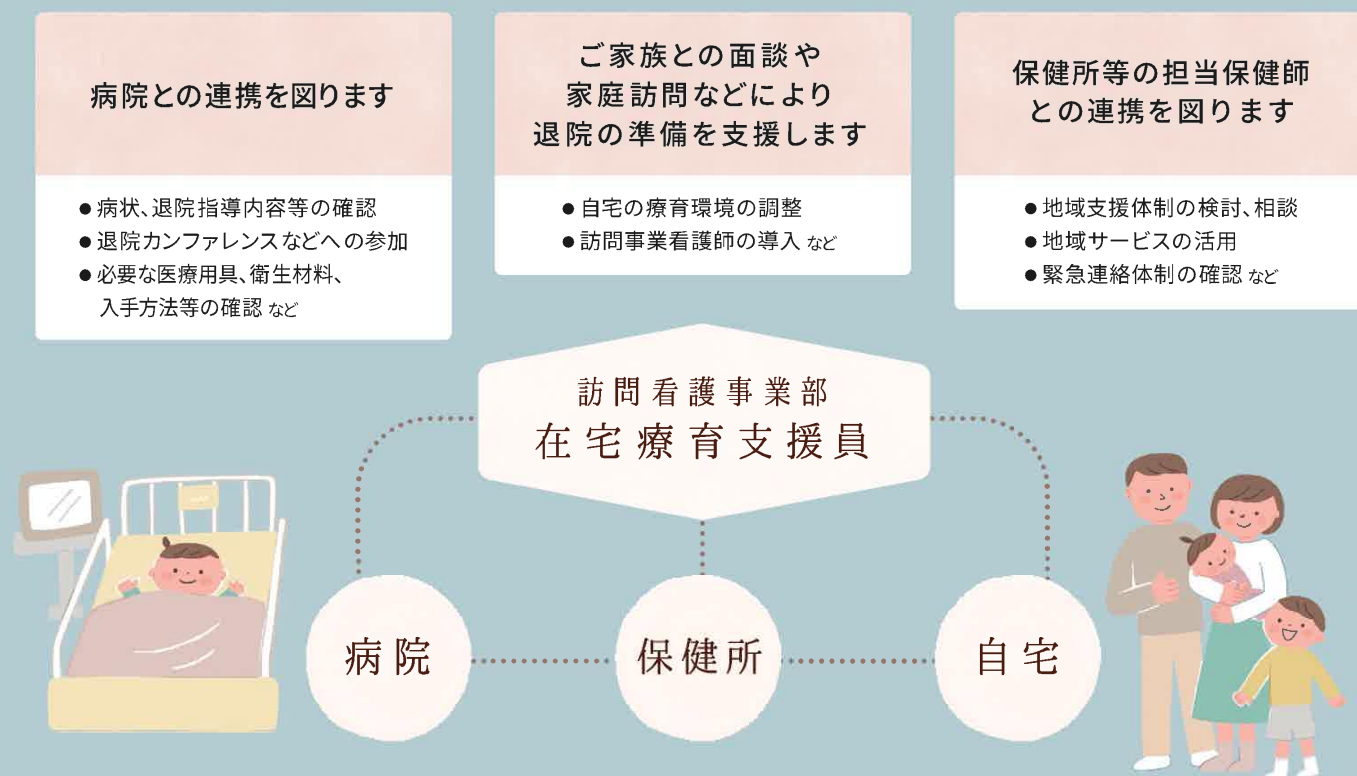


2 在宅療育相談事業

訪問看護事業部の在宅療育支援員等が、在宅重症心身障害児(者)等訪問事業の決定を受けたお子様が入院している病院に赴き、ご家族との面談等による相談支援を行うほか、病院のスタッフや保健所等の保健師と連携して、退院後の療育環境を整えていきます。

《在宅療育支援員の支援内容》

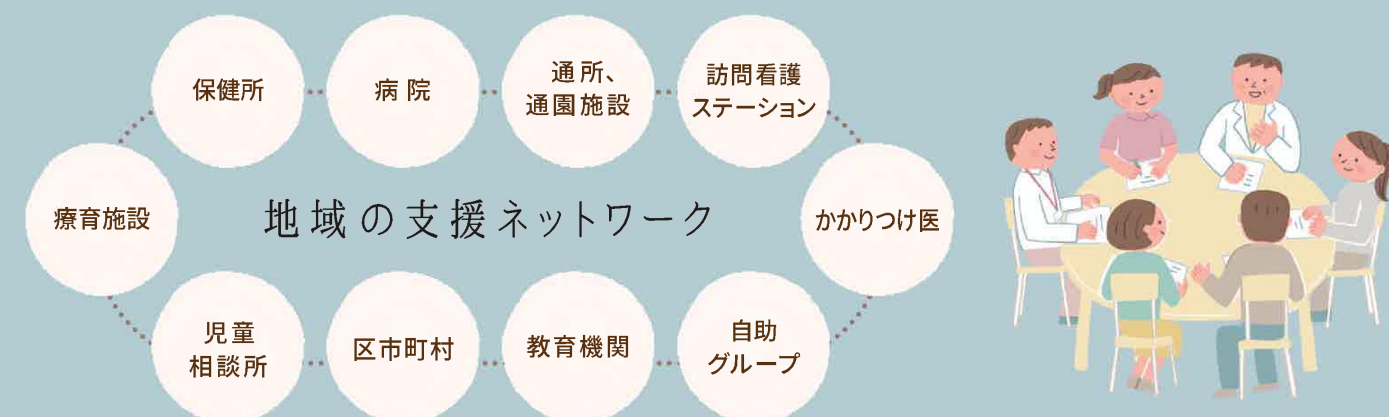


3 訪問看護師等育成研修事業

重症心身障害児や医療的ケア児の訪問看護人材の育成のため、訪問看護ステーション等の訪問看護師を対象に、研修会及び訪問実習等を実施します。

4 在宅療育支援地域連携事業

ご自宅で生活する重症心身障害児(者)や医療的ケア児の療育環境の向上を図るために、支援にかかわる各関係機関の連携を推進する事業です。地域ごとに連携会議を開催します。



在宅重症心身障害児(者)、医療的ケア児を支援する関係者の皆様へ

東京都

重症心身障害児等 在宅療育支援事業のご案内



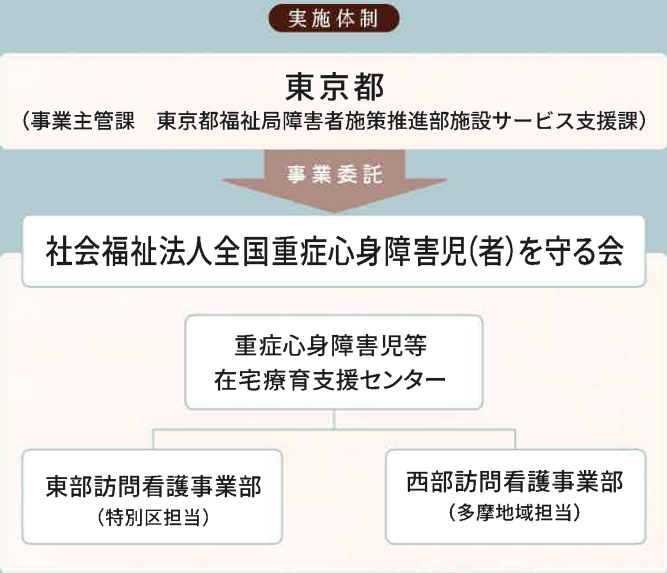
東京都

4つの事業を柱に、重症心身障害児と医療的ケア児の在宅移行支援と療育支援を行います

東京都重症心身障害児等 在宅療育支援事業

- 1 在宅重症心身障害児(者)等訪問事業
- 2 在宅療育相談事業
- 3 訪問看護師等育成研修事業
- 4 在宅療育支援地域連携事業

事業は、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会に委託して実施します。



事業の対象となる方

重症心身障害児(者)の方

大島分類

21	22	23	24	25
20	13	14	15	16
19	12	7	8	9
18	11	6	3	4
17	10	5	2	1

(IQ)

80

70

50

35

20

(身体機能)

走れる

歩ける

歩行障害

座れる

寝たきり

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複した状態にある児童を「重症心身障害児」といいます。児童福祉法上の概念で、18歳までにその状態になった方です。判定には、大島分類が広く用いられ、1から4までに該当する状態をいいます。

身体障害	寝たきりから座位保持可能な程度まで「身体障害者手帳」における下肢機能若しくは体幹機能が1級又は2級程度
知的障害	IQ 35 以下「愛の手帳」における総合判定が1度又は2度程度

※ 乳幼児等でIQの判定が困難な場合には、中枢神経系の障害の有無や発達指数等を参考にします。

医療的ケア児の方

■ 医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいいます。

■ 申請時の年齢は18歳未満です。

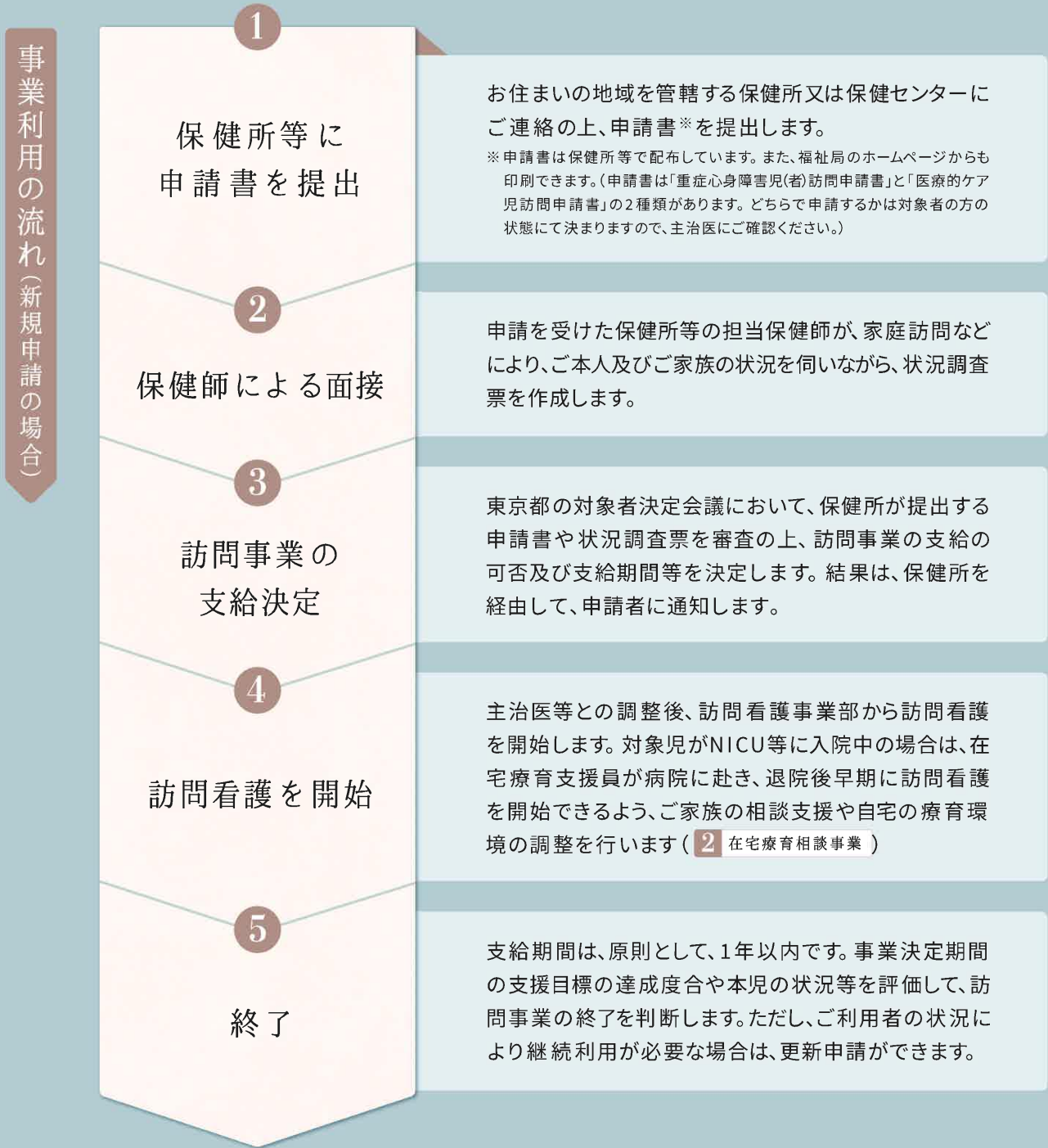
本事業における「医療的ケア児」とは、次の状態にある障害児です。

医療的ケア(以下のいずれかのケアを受けていること)	
1	人工呼吸器管理
2	気管内挿管、気管切開
3	鼻咽頭エアウェイ
4	酸素吸入
5	6回/日以上以上の頻回の吸引
6	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用
7	中心静脈栄養 (IVH)
8	経管 (経鼻・胃ろう含む)
9	腸ろう・腸管栄養
10	継続する透析 (腹膜灌流を含む)
11	定期導尿 (3回/日以上)
12	人工肛門

事業の内容

1 在宅重症心身障害児(者)等訪問事業

重症心身障害児(者)及び医療的ケア児のご家庭に看護師を派遣し、看護技術の指導や療育相談を行います。また、必要に応じ、年に1回、専門医が訪問健康診査を行います。



【注意事項】

- ・在宅重症心身障害児(者)等訪問事業は、ご家族が自信を持って在宅での看護・療育等を実施できるよう看護師が支援するものです。そのため、看護・介護の代替や介護者の負担軽減、休養等を目的とした事業提供はしていません。
- ・利用料は無料です(主治医の指示書にかかる費用はご利用者の負担となります)。
- ・本事業は東京都の事業です。民間の訪問看護ステーションの利用を妨げるものではありません。